

「男女の賃金の差異」の情報公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	91%
正職員	85.8%
パート・有期職員	98.8%

付記事項

- ・対象期間：令和4年事業年度（R4年4月1日～R5年3月31日）
- ・パート労働者については、正職員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している